腐り切った組織の実態を継続してウォッチする　第三十六弾

神社本庁自壊の理由ーその十五
地位保全裁判の判決は令和三年三月十八日
ー神社本庁の敗訴で田中ー打田体制は崩壊必至ー

藤原　登（フリーライター）

職舎の売却に不正があったことを告発したために懲戒処分を受けた稲貴夫・瀬尾芳也の二人が、処分の無効を求めて神社本庁を提訴していた地位保全裁判は十月二十九日に結審した。判決は来年三月十八日に言い渡される。本紙ではこの裁判が提訴されてより神社本庁の数々の疑惑を追求してきたが、神社本庁が敗れれば、併せて一連の不正の事実関係もより明白になるだろう。

しかし前号でも報じたように、神社本庁は控訴するつもりのようだ。要するに彼らには、権力の座にいなければならない理由があるらしい。ただ、居座り続けるために策を弄すれば弄するほど、自壊までの時間が少し延びることと引き換えに、自ら開けた傷口が大きくなるだけである。古今東西、権力に溺れた人間の典型的な末路だ。

それを裏付けるように、先月の最終弁論においては被告側より、その末路に相応しい準備書面が提出されたようだ。今号ではその主張のデタラメさを暴き出し、自壊への手向けとしよう。

労働裁判に「信教の自由」で抵抗する神社本庁

十一月九日付の神社新報が最終口頭弁論の概要を報じている。

本裁判の最大の争点は、百合丘職舎の売却を巡る疑惑の有無である。疑惑が事実であったことは裁判で立証され、明らかに懲戒権の濫用であるとする原告側の主張に対し、被告側は、職舎は適正かつ適法に売却処分されており、原告は疑惑を立証できていないと主張する。しかし本紙読者には、被告側の主張が如何にご都合主義かおわかりと思う。

さらに驚くべきは、最終準備書面での被告側の主張である。神社新報によれば、「宗教的価値観に基づいて下した懲戒処分が仮に無効とされれば、神社本庁の包括宗教団体としての活動は機能不全となり、憲法が保障する信教の自由が破壊される」と主張し、「そのような結果を齎す判断を裁判所が下すことは憲法で許容しないはずである」と訴えている。こんな主張を堂々とするのは、神社本庁がすでに自壊している証拠である。その理由を以下に述べよう。

神社本庁は懲戒処分が無効なら、憲法が保障する信教の自由が破壊される、と主張する。確かに神社の代表者である宮司の任命権を持つ神社本庁は、傘下の宮司が神社神道の信仰に反する行為を行えば、宗教的判断による処分を下すことが出来るし、そうすべきだろう。しかし、被告が懲戒理由として挙げていた事項は、告発内容に関する事実認識や情報漏洩、酒席での田中総長批判などであり、客観的に見て宗教的判断が必要なものなどない。そして何よりも原告二人は被告神社本庁に雇用されていた職員であり、神社本庁自身が労働法に基づき定めた就業規則に違反したとして、彼等を処分したのではなかったか（それさえ恣意的な解釈と運用による）。

要するに神社本庁が原告を処分した理由はただ一つ、原告が執行部の思惑通りに動かなかっただけのことだ。その思惑が法律に照らして正当なものなら処分は当然だが、不当なら処分は撤回されなければならない。それだけのことに信教の自由の問題が入り込む余地などない。

神社本庁側がこんなトンデモ論を持ち出してきたのは、恐らく不当解雇で提起された労働裁判を「信教の自由」の問題にすり替え、それを控訴するための大義名分にしたい腹積もりがあるからだろう。もしそうなら、被告側の考えとは反対に、控訴自体が神社本庁の自爆行為となるだろう。何となれば、こうした形で「信教の自由」を持ち出すこと自体が、神社本庁の存在意義を自ら否定することになるからだ。

自壊から自爆へ突き進む神社本庁

帝国憲法が「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」信教の自由を認めていたのに対し、現行憲法は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」と定めている。条文を比較すると、帝国憲法が信教の自由に条件を付していたのに対して、現行憲法は無条件に認めているように読み取れる。これを以て現行憲法を民主的であると有り難がる手合いもいるが、令和の日本人も、信教の自由に対するこうした解釈が、あの忌まわしいオウム真理教事件の要因となったことを忘れてはいけない。

憲法で「信教の自由」が認められているからと言って、世俗的な領域においてまで何でも許されるわけではない。それが絶対的に許されるのは「思想・良心の自由」と同様、心の内面においてである。もちろん、「信教の自由」の及ぶ範囲の解釈は様々であり、軽々に論ずることはできないが、そんなことは神社本庁自身が良くお判りのことだろう。

平成七年のオウム事件を契機に宗教法人法が改正されたが、同年十二月四日に開催された参議院宗教法人特別委員会において、神社本庁の岡本健治総長が参考人として改正についての意見を表明した。岡本総長は、「日本の宗教の実情を、しっかりと押さへてゐない」現行の宗教法人法には、基本的に反対の立場であるとした上で、「今回の宗教法人法の改正は、望ましくはないけれども、信教の自由を叫ぶためには、それに倍して厳しく自らを律することが前提になるといふことを考へながら、一歩一歩進めたい。このやうに神社本庁としては現在考へ、賛成の意志を表明する」と、賛成意見を述べたのである（平成七年十二月十一日付神社新報）。

オウム事件から二十五年を経て、今は神社本庁が信教の自由のために自らを律するのではなく、それを隠れ蓑に不正を隠蔽し組織防衛を図る時代になってしまった。神社本庁は自壊を通り越し、自爆に向かっているとしかいいようがない。自爆がお望みならそれでもよいだろう。しかし、全国の神道人、神社関係者には、神社本庁崩壊後の神社界がどうあるべきか、社会とどのような関係を構築してゆくべきか、今から議論を進めておいていただきたいと願う。もはや時間は無い。